

新旧対照表

○「週休２日」試行工事实施要領

改正後（案）	改正前
（趣旨） 第１条 この要領は、枕崎市が発注する工事において、「週休２日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。 （目的） 第２条 建設業における働き方改革において、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休２日制が可能な、環境づくりを推進することを目的とする。 （<u>週休２日</u>の定義） 第３条 本要領<u>における週休２日</u>の定義は _____ 下記のとおりとする。 （１）<u>週休２日対象期間において、１週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、４週８休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</u> ア 通期の週休２日 対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 イ 月単位の週休２日 対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （２）対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。 ア 夏季休暇３日間 _____ 及び年末年始６日間 _____	（趣旨） 第１条 この要領は、枕崎市が発注する工事において、「週休２日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。 （目的） 第２条 建設業における働き方改革において、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休２日制が可能な、環境づくりを推進することを目的とする。 （用語の定義） 第３条 本要領<u>で使用する用語</u>の定義は<u>それぞれ</u>下記のとおりとする。 （１）<u>週休２日</u> <u>対象期間において、１週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、４週８休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</u> ア 通期の週休２日 対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 イ 月単位の週休２日 対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （２）対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。 ア 夏季休暇３日間 <u>（８月１３日～１５日）</u> 及び年末年始６日間 <u>（１２月２９日～１月３日）</u>

イ 工場製作のみを実施している期間 ウ 工事の全部を一時中止している期間 エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間 (3) 4週8休 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月 <u> </u> 毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休 <u> </u> 以上を達成しているものとみなす。 なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (対象工事) 第4条 対象工事は、枕崎市が発注する工事（森林土木事業を除く。）において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。 (1) 社会的要請により、早期の完成が望まれる工事（例：災害時の応急・復旧工事、随意契約工事） (2) 現場条件の制約等がある工事（例：学校施設の工事、連続施工を余儀なくされる工事、関連工事の制約がある工事） (3) 供用時期が明らかで休日の確保が困難であると判断される工事	イ 工場製作のみを実施している期間 ウ 工事の全部を一時中止している期間 エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間 (3) 4週8休 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月 <u>（28日間）</u> 毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休 <u>（28.5%）</u> 以上を達成しているものとみなす。 なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (対象工事) 第4条 対象工事は、枕崎市が発注する工事（森林土木事業を除く。）において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。 (1) 社会的要請により、早期の完成が望まれる工事（例：災害時の応急・復旧工事、随意契約工事） (2) 現場条件の制約等がある工事（例：学校施設の工事、連続施工を余儀なくされる工事、関連工事の制約がある工事） (3) 供用時期が明らかで休日の確保が困難であると判断される工事
--	---

(発注形式) 第5条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。 2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。 (実施手続) 第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1 <u>参照</u>）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。 2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照） 3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。 4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。	2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明記するものとする。 (実施手続) 第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に「週休2日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項、第3項及び第6条の規定は適用しない。 2 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1 ____）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。 3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照） (実施報告) 第6条 受注者は、計画実績表に休日の取得状況を記入し、毎月月末の実績
---	--

【共通仮設費】 1.02 <u>1.02</u> — 【現場管理費】 1.03 <u>1.05</u> — (2) 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上) 【労務費】 1.04 — 1.04 【機械経費(賃料)】 1.02 — — 【共通仮設費】 1.03 — — 【現場管理費】 1.05 — — (実施証明) 第8条 <u>週休2日を達成した場合、</u> <u>実施内容を記載した実施証明書(別紙2)を発行する。</u> (留意事項) 第9条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、<u>以下の</u>事項 に留意することとする。 (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の 作業が発生するような指示等を行わない。 (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。 (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いと する。 (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しない ものは現場での作業の対象としない。 (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善 に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進する こと。 <u>(6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めな い。</u>	【共通仮設費】 1.02 — 【現場管理費】 1.03 — (2) 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上) 【労務費】 1.04 1.04 【機械経費(賃料)】 1.02 — 【共通仮設費】 1.03 — 【現場管理費】 1.05 — (実施証明) 第9条 「<u>週休2日</u>」試行工事を実施した工事で、4週8休以上の休日を確認 保した場合は、<u>実施内容を記載した実施証明書(別紙2)を発行する。</u> (留意事項) 第10条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、<u>次の各号に掲げる事 項に</u>留意することとする。 (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の 作業が発生するような指示等を行わない。 (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。 (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いと する。 (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しない ものは現場での作業の対象としない。 (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善 に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進する こと。
---	--

附 則 この要領は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	附 則 この要領は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。 附 則 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 2 農業土木事業に係るこの要領の規定の適用については、当分の間、改正前の要領の例による。
---	---